

岐阜県公報

号外 (15) 平成二十七年 四月 一日

目次

規 則

岐阜県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則 (自然環境保全課)

岐阜県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則 (同)

岐阜県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則 (同)

岐阜県希少野生生物保護条例施行規則の一部を改正する規則 (同)

公 示

岐阜県第十一回鳥獣保護管理事業計画の公表 (自然環境保全課)

第二種特定鳥獣管理計画 (イノシシ、ニホンジカ、ツキノワグマ及びカモシカ) (同)

岐阜県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第四十五号

岐阜県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県立自然公園条例施行規則 (昭和四十年岐阜県規則第二十一号) の一部を次のように改正する。

第十九条第一項中「次の各号」を「次」に改め、同項第二十七号の五中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改め、「規定による」を削り、同項第二十七号の六中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改め、同号の次に次の一号を加える。

二十七の六の二 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第十四条の二 第一項の規定により県が実施する指定管理鳥獣捕獲等事業 (同条第七項の規定により委託するものを含む。) として鳥獣を捕獲し、又は殺傷すること。
第十九条第一項第二十八号中「掲げる」を「規定する」に改める。

附 則

この規則は、平成二十七年五月二十九日から施行する。

岐阜県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第四十六号

岐阜県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県自然環境保全条例施行規則（昭和四十七年岐阜県規則第百二号）の一部を次のように改正する。

第十七条第九号イ中「第二十一条の十一第一号」を「第六十三条第一号」に改め、同号下中「都市計画法第五条第六項」を「都市計画法第四条第六項」に、「掲げる」を「規定する」に改める。

第二十一条第三号八中「第四条第五項」を「第四条第六項」に改める。

第三十五条第二項第三号中「同意」を「規定による協議」に改め、同項第六号中「の規定による森林施業計画」を「に規定する森林経営計画」に改め、同項第十号中「岐阜県風致地区条例（昭和四十五年岐阜県条例第十七号）第四条第一項」を「風致地区内における建築等の規制に係る条例の制定に関する基準を定める政令（昭和四十四年政令第三百十七号）で定める基準に従い市町村が定める条例」に改め、同項第十五号中「すべて」を「全て」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第四十七号

岐阜県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

岐阜県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則（平成十五年岐阜県規則第 四十二号）の一部を次のように改正する。

第十四条第四号子中「民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人」を「一般社団法人若しくは一般財団法人」に改める。

別記第一号様式から別記第二号様式まで、別記第四号様式及び別記第七号様式から別記第九号様式までの規定中「捕獲回（事務所）数」を「捕獲事務所数」に改める。
別記第十号様式中「第1条」を「第2条」に改める。

別記第十四号様式表面中

捕 獲 回 数

捕 獲 の 回 数

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第65条第1項第7号又は第8号に該当する者であるか否かの別

電話番号	職 業	職 業	性 別
	分 科 別		

電話番号

(3) 対象鳥獣捕獲員であるか否かの別（対象鳥獣捕獲員である場合は捕獲員として所属している市町村の名称を記載すること。）

対象鳥獣捕獲員 対象鳥獣捕獲員でない	対象鳥獣捕獲員として 所属する市町村名
-----------------------	------------------------

にし印を付し、かつ、対象鳥獣

(3) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法
否かの別（該当の にし印を付する。）

を
」

第7号（許可捕獲等をした者）に該当
第8号（許可捕獲等を従事した者）に該当

律施行規則第65条第1項第7号又は第8号に該当する者であるか

」が、回禁代戻

いずれにも該当しない

面を次のように定める。

--	--

(裏面)

(4) 対象鳥獣捕獲員であるか否かの別 (対象鳥獣捕獲員である場合は にレ印を付し、かつ、対象鳥獣捕獲員として所属している市町村の名称を記載すること。)

対象鳥獣捕獲員 対象鳥獣捕獲員でない	対象鳥獣捕獲員として 所属する市町村名
-----------------------	------------------------

(5) 狩猟免許の効力の停止の有無 (ない場合には「ない」と、ある場合には「ある」と記入し、かつ、ある場合には、その停止の期間を記載すること。)

免許の効力の 停止の有無		停止の期間	年 月 日から 年 月 日まで
-----------------	--	-------	-----------------

(6) 猟銃・空気銃所持許可証番号及び許可年月日 (第1種銃猟免許又は第2種銃猟免許の場合)

第1種銃猟免許	ライフル銃	猟銃・空気銃 所持許可証番号	号	許可年月日	年 月 日
	散弾銃				
空気銃 (圧縮ガスを使用するものを含む。)					
第2種銃猟免許	空気銃 (圧縮ガスを使用するものを含む。)				

(7) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第67条の要件に関する事項

共 済 事 業	法人名	対象損害	給付額	被共済の期間
損害保険契約	保険会社名	対象損害	保険金額	被保険期間
資 産 保 有				

(8) 職 業 (職業を具体的に記載し、さらに職業分類の該当番号を で囲むこと。)

具体的職業名	
1 専門的・技術的職業従事者	2 管理的職業従事者 3 事務従事者
4 販売従事者	5 農林業従事者 6 漁業従事者 7 採鉱・採石作業者
8 運輸・通信従事者	9 技能工・生産工程作業者 10 単純労働者
11 保安職業従事者	12 サービス職業従事者 13 分類不能の職業
14 無職	

注

- 1 狩猟者登録を受けようとする狩猟免許の種類ごとにこの申請書を提出すること。
- 2 文字は、楷書で明瞭に記載すること。
- 3 写真は、申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルとし、1枚を写真の欄に貼り付け、他に1枚添付すること。
- 4 職業の欄は、職業名を具体的に記入し、さらに(8)を掲げる職業分類の該当番号を で囲むこと。
- 5 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第67条第2項の要件に該当することの証明書を1部添付すること。
- 6 対象鳥獣捕獲員にあつては、環境省関係鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律施行規則第2条第2項の証明書を1部添付すること。
- 7 印欄には、記載しないこと。

附則
この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県希少野生生物保護条例施行規則の一部を改正する規則を「」に公布する。
平成二十七年四月一日
岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第四十八号

岐阜県希少野生生物保護条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県希少野生生物保護条例施行規則（平成十五年岐阜県規則第百号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第三号中「第十七条第一項ただし書の規定による」に、「第二十六条第三項第六号の」を「第二十六条第三項第七号の規定による」に、「第二十条第三項第七号」を「第二十条第三項第八号」に改め、「含む。」の「」の下に「規定による」を加え、「を捕獲等する」を「の捕獲等をする」に改め、同項第五号及び同条第二項第三号中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

第十三条第十二号口中「第二十一条の十一第一号」を「第六十三条第一号」に改める。
第十九条第三項中「又は児童福祉法」を「児童福祉法」に改め、「保育所」の下に「又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園」を加える。
第二十五条中第六号を削り、第七号を第六号とする。

別記第一号様式中
「振興局の所管区域にあっては、振興局長（振興局に置かれる事務所の長を含む。）」を「（県事務所
別記第二号様式中
「振興局の所管区域にあっては、振興局長（振興局に置かれる事務所の長を含む。）」を「（県事務所
の所管区域にあっては、県事務所長）」に改める。

別記第三号様式中
「振興局の所管区域にあっては、振興局長（振興局に置かれる事務所の長を含む。）」を「（県事務所
の所管区域にあっては、県事務所長）」に改め、「含む。」の「」の下に「規定による」を加え、「を捕獲等する」を「の捕獲等をする」に改め、同項第五号及び同条第二項第三号の改正規定は、平成二十七年五月二十九日から施行する。

別記第五号様式から別記第二十一号様式までの規定中
「振興局の所管区域にあっては、振興局長（振興局に置かれる事務所の長を含む。）」を「（県事務所長の所管区域にあっては、振興局長（振興局に置かれる事務所の長を含む。））」に改める。

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第五条第一項第五号及び同条第二項第三号の改正規定は、平成二十七年五月二十九日から施行する。

公 示

第十一次鳥獣保護管理事業計画の公表

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十六号）による改正後の鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第四条第一項の規定の例により第十一次鳥獣保護管理事業計画を定めたので、同条第五項の規定の例により公表する。

なお、計画書は、岐阜県環境生活部自然環境保全課及び各県事務所環境課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成二十七年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

第二種特定鳥獣管理計画（イノシシ、ニホンジカ、ツキノワグマ及びカモシカ）の公表

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律

第四十六号) による改正後の鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号) 第七条の二第一項の規定の例により第二種特定鳥獣管理計画(イノシシ、ニホンジカ、ツキノワグマ及びカモシカ) を定めたので、同条第三項において準用する同法第四条第五項の規定の例により公表する。

なお、計画書は、岐阜県環境生活部自然環境保全課及び各県事務所環境課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成二十七年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

平成二十七年四月一日発行

発行者
発行所

岐阜市数田南二丁目一番一
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三一
岐阜文芸社